

(プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部改正)

第三条 プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律(昭和六十一年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第二条を削り、第二章中第三条を第二条とし、第四条を第三条とし、同条の次に次の二条を加える。

(プログラム登録に関する証明の請求)

第四条 プログラム登録がされた著作物の著作権者その他の当該プログラム登録に関し利害関係を有する者は、文化庁長官に対し、政令で定めるところにより、自らが保有する記録媒体に記録されたプログラムの著作物が当該プログラム登録がされた著作物であることの証明を請求することができる。

2 前項の規定による請求をする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

3 前項の規定は、同項の規定により手数料を納付すべき者が国であるときは、適用しない。

第五条第一項中「につき」の下に「前条第一項及び」を加え、「に規定する」を「においては、第二条中

「文化庁長官」とあるのは、「第五条第一項に規定する指定登録機関(次条及び第四条第一項において単に「指定登録機関」という。)」と、「前条並びに」を「前条第一項中「文化庁長官」とあるのは、「指定登録機関」と「に改め、「第三項及び第四項の規定の適用については、これらの規定(同条第三項を除く。)」を削り、「指定登録機関」を「プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律(昭和六十一年法律第六十五号)第五条第一項に規定する指定登録機関(第三項及び第四項において単に「指定登録機関」という。)」に、「する」を「、同条第四項中「文化庁長官」とあるのは、指

定登録機関」とする」に改める。

第九条中「に規定する告示」を「規定による公表」に改める。

第二十条第一号中「及び」を「又は」に改める。

第二十六条を次のように改める。

第二十六条 指定登録機関がプログラム登録につき第四条第一項又は著作権法第七十八条第四項の規定による請求に基づき行われる事務を行う場合には、第四条第三項又は同法第七十八条第六項の規定は、適用しない。

第二十七条中「第二十五条」を「第四条第二項若しくは第二十五条」に改める。

(施行期日)
第一条 この法律は、令和三年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条(プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律(以下「プログラム登録特例法」という。)第二十条第一号の改正規定に限る。)並びに次条並びに附則第三条、第六条、第七条、第一項の改正規定中「含む」の下に「。第三項において同じ。」を加える部分に限る。)の規定 公布の日

二 第一条並びに附則第四条、第八条、第十一条及び第十三条(前号に掲げる改正規定を除く。)の規定 令和二年十月一日

三 第三条(プログラム登録特例法第九条、第二十条第一号及び第二十六条の改正規定を除く。)の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

(国民に対する啓発等)

2 国及び地方公共団体は、未成年者があらゆる機会を通じて特定侵害行為の防止の重要性に対する理解を深めることができるよう、学校その他の様々な場を通じて特定侵害行為の防止に関する教育の充実を図らなければならない。

(関係事業者の措置)

第三条 著作物(著作権の目的となつているものに限る。)を公衆に提供し、又は提示する事業者は、特定侵害行為を防止するための措置を講ずるよう努めなければならない。

(罰則)についての運用上の配慮

第四条 第一条の規定による改正後の著作権法(附則第八条において「第一条改正後著作権法」という。)第一百九条第二項(第四号及び第五号に係る部分に限る。)及び第一百二十条の二(第三号に係る部分に限る。)の規定の運用に当たっては、インターネットによる情報の提供その他のインターネットを利用して行う行為が不当に制限されることのないよう配慮しなければならない。

第五条 第二条改正後著作権法第一百九条第三項(第二号に係る部分に限る。)の規定の運用に当たっては、インターネットによる情報の収集その他のインターネットを利用して行う行為が不当に制限されことのないよう配慮しなければならない。

(検討)

第六条 政府は、この法律の施行後一年を目途として、第二条改正後著作権法第三十条第一項(第四号に係る部分に限る。)及び第一百九条第三項(第二号に係る部分に限る。)の規定の施行の状況を勘案し、これらの規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第七条 政府は、著作権、出版権又は著作隣接権を侵害する送信可能化への対処に関し、その施策の充実を図る観点から検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(利用権の対抗力についての経過措置)

第八条 第一条改正後著作権法第六十三条の二(第一条改正後著作権法第八十条第四項及び第一百三十二条施行日)という。の前日において現に存する第一条の規定による改正前の著作権法(以下「第二条において準用する場合を含む。」)の規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(以下「第二号施行日」という。)の前日において現に存する第一条の規定による改正前の著作権法(以下「第二条において第一条改正前著作権法」という。)第六十三条第一項(第一条改正前著作権法第一百三十二条において準用する場合を含む。)及び第八十条第三項の許諾に係る著作物等(著作物、実演、レコード、放送又は有線放送をいう。以下この条において同じ。)を第一条改正前著作権法第六十三条第二項第一項第一条改正前著作権法第八十条第四項及び第一百三十二条において準用する場合を含む。)の規定により利用することができる権利にも適用する。ただし、当該権利は、第二号施行日以後に当該権利に係る著作物等の著作権、出版権又は著作隣接権を取得した者その他の第三者に対しても対抗することができる。

(手数料の納付についての経過措置)

第九条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下この条において同じ。)の規定による改正前の著作権法(以下この条において「第二条改正前著作権法」という。)第七十条第二項の政令で定める独立行政法人に限る。)が行つた第二条改正前著作権法第六十七条第一項(第二条改正前著作権法第一百三十二条において準用する場合を含む。)の裁定の申請及び第二条改正前著作権法第一百六条の二第一項及び第七十七条の登録の申請についても、第二条改正後著作権法第七十条第二項及び第七十七条第二項の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

第七十条第二項の政令で定める独立行政法人(第三条の規定による改正前のプログラム登録特例法第二十六条の規定で定める独立行政法人に限る。)が行つた第二条改正前著作権法第七十五条第一項、第七十六条の二第一項及び第七十七条の登録の申請並びに第二条改正前著作権法第七十八条第四項(第二条改正前著作権法第一百四条において準用する場合を含む。)の請求に係る手数料の納付については、第二条改正後著作権法第七十八条第六項及び第三条の規定による改正後のプログラム登録特例法(次条において「新プログラム登録特例法」という。)第二十六条の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

施行日前に国又は独立行政法人(第三条の規定による改正前のプログラム登録特例法第二十六条の規定で定める独立行政法人に限る。)が行つた第二条改正前著作権法第七十五条第一項、第七十六条の二第一項及び第七十七条の登録の申請並びに第二条改正前著作権法第七十八条第四項(第二条改正前著作権法第一百四条において準用する場合を含む。)の請求に係る手数料の納付については、第二条改正後著作権法第七十八条第六項及び第三条の規定による改正後のプログラム登録特例法(次条において「新プログラム登録特例法」という。)第二十六条の規定にかかるわらず、なお従前の例による。